

# 令和7年度（2025年度）横須賀市立ろう学校中学部高等部部活動に係る活動方針

## 第1 部活動指導の目標

生徒にとって望ましい部活動の実施環境を構築するという観点に立ち、本校の部活動が次の点を重視して、最適に実施されることを目指す。

- (1) 学校の教育活動の一環として、本校の教育目標を踏まえ、本校中学部・高等部全体として指導・運営に係る体制を構築する。
- (2) 生徒の多様な学びの場として、バランスのとれた心身の成長と学校生活を送ることができるようにする。
- (3) 教育課程との関連を図り、合理的でかつ効率的・効果的に取り組むとともに、生徒の自主性・自発性を尊重した活動が行われるよう、指導を工夫する。

## 第2 部活動運営方針

### 1 指導・運営体制

#### (1) 部の設置

- ア 在籍生徒数（学級数）や教員数等を踏まえ、指導内容の充実、生徒の安全の確保、教師の長時間勤務の解消等の観点から円滑に部活動を実施できるよう、適正な数の部を設置する。
- イ 生徒の状況に応じて関東聾学校体育連盟が主催する大会（陸上競技、卓球、野球、バレーボール）に出場する部の設置又は様々な活動に対応できる運動部と文化部を設置する。次年度の部の設置については、年度末に検討する。
- ウ 生徒のニーズに応じて部を新設する場合は、上記の状況を鑑み、慎重に検討する。

#### (2) 指導体制

- ア 部活動顧問の決定に当たって、校務全体の効率的・効果的な実施に鑑み、教師の他の校務分掌や、部活動外部指導者の派遣状況、部活動指導員の配置状況を勘案した上で行うなど、適切な校務分掌となるよう留意するとともに、本校中学部・高等部全体としての適切な指導、運営及び管理に係る体制の構築を図る。
- イ 部の設置はないが、大会等への参加を希望する生徒がいる場合の対応については、毎年度確認し、校長が判断する。

### 2 適切な指導の実施

#### (1) 部活動の実施に当たっては、次の点に留意する。

- オーバーユースや持続的な負荷によって発症する障害、一度の大きな外力によって発症する外傷などの予防、バランスのとれた学校生活への配慮等を含めた、生徒の心身の健康管理
- 生徒の活動場所における施設・設備の点検や活動における安全対策等、事故防止の徹底
- 体罰やハラスメントの根絶の徹底

- (2) 部活動顧問は、適切な部活動を推進するため、年間活動計画、月別活動計画、月別活動実績を作成し、校長に提出する。
- (3) 活動時間や活動場所、年間の経費等については、保護者・生徒に明示し理解を得る。

### 3 実施方法（平日・休日・長期休業中）

オーバーユースや持続的な負荷によって発症する障害、バーンアウトなどを予防するとともに、成長期にある生徒が運動、食事、休養及び睡眠のバランスのとれた生活を送ることができるよう、適切な休養日等を確保する。休養日等の設定については、以下を基準とする。

#### (1) 平日

- (ア) 従来通り、「学校」単位での部活動とする。
- (イ) 1週間における活動日数は3日以内とし、休養日を2日以上設ける。
- (ウ) 1日の活動時間は、2時間程度とする。
- (エ) 授業日における始業前の部活（以下、朝練習と言う。）は、年間を通じて行わない。  
※夏季休業期間中等の「熱中症対策」に伴う対応の場合は除く。

#### (2) 休日

- (ア) 土曜日及び日曜日（以下「週休日」という。）は、少なくとも、1日以上を休養日とする。祝日においては、大会参加等、特段の事情がない限り、休養日とする。また、休養日に大会参加等で活動した場合は、以後直近の活動日を休養日に充てる。
- (イ) 週休日および学校の休業日における1日あたりの活動時間は、3時間程度とする。

#### (3) 長期休業中

- (ア) 1日当たりの活動時間については、3時間程度とする。
- (イ) 原則として平日のみの活動とし、日数は週4日以内とする。
- (ウ) 週休日、祝日および学校閉庁日は、大会参加等、特段の事情がない限り、休養日とする。また、休養日に活動した場合は、以後直近の活動日を休養日に充てる。

なお、各部活動によって、練習場所、公式戦やコンクール等の時期等の条件により、統一的・定期的な休養日を設定することが難しい場合については、年間単位で柔軟に設定する。この場合、単一年度内に、少なくとも平日は104日、週休日は52日以上休養日を設けることとする。

### 4 大会等の参加について

週末等に開催される様々な大会・試合・コンクール・地域行事等への参加については、生徒の教育上の意義や、生徒や部活動顧問の負担が過度とならないことを考慮する。

校長は、上記を踏まえ、学校の部活動が参加する大会等を精査する。また、こうした取り組みを推進することについて、保護者や地域の理解と協力を促す。